

議案第72号

関市下水道条例等の一部改正について

関市下水道条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和5年11月30日提出

関市長 山下清司

提案理由

下水道使用料及び水道料金を改定するため、この条例を定めようとする。

関市下水道条例等の一部を改正する条例

(関市下水道条例及び関市農業集落排水処理施設条例の一部改正)

第1条 次に掲げる条例の規定中

「		「			
	1,050円		1,280円		
	110円	を	134円		に改める。
	115円		140円		
	120円		146円		
	」		」		

(1) 関市下水道条例(昭和41年関市条例第21号)第22条第1項の表

(2) 関市農業集落排水処理施設条例(昭和58年関市条例第9号)第9条第1項の表

(関市水道事業給水条例の一部改正)

第2条 関市水道事業給水条例(平成25年関市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第28条第1項第1号の表中

「		「			
	560円		690円		
	620円		760円		
	1,370円		1,670円		
	1,950円	を	2,380円		に改め、
	2,640円		3,220円		
	3,560円		4,340円		
	4,150円		5,060円		
	8,630円		10,530円		
	」		」		

同項第2号の表中

「		「		
	20円		24円	
	80円	を	97円	に改める。
	130円		159円	
	180円		219円	
」		」		

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の関市下水道条例及び関市農業集落排水処理施設条例並びに第2条の規定による改正後の関市水道事業給水条例の規定は、令和6年7月1日以後に調定する使用料及び水道料金について適用し、同日前に調定する使用料及び水道料金については、なお従前の例による。